

平成 30 年 9 月 21 日  
九州植物検疫協会

### 検査証明書の取り扱いについて

農林水産省植物防疫所のホームページに、「重要なお知らせ」として、植物防疫法により、植物を日本に持ち込むには輸出国政府機関により発行された検査証明書 (Phytosanitary certificate) を添付して、輸入検査を受ける必要がある旨、また、平成 30 年 10 月 1 日以降、検査証明書が添付されていない植物は、廃棄処分となる旨、が掲載されています (別添 1)。

このことに関連して、「植物防疫情報 No. 29」に、手荷物及び郵便物で植物類を輸入する際、輸出国の検査証明書がないと輸入できない旨の記事が掲載されています (別添 2)。

なお、貨物として輸入される植物についても、同様に検疫証明書の添付を求めていく方向で検討が進められていると聞いています (開始時期は未定)。

農林水産省 植物防疫所

# 重要なお知らせ

植物を日本へ持ち込むには、

**検査証明書**が必要です



植物防疫法により、植物\* を日本へ持ち込むには  
輸出国政府機関により発行された**検査証明書**  
(Phytosanitary certificate) を添付して、輸入検査を受  
ける必要があります。

日本への持ち込みが禁止されている植物もあります(裏面参照)。

\* 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木や、植物を原材料と  
した加工品の一部(ドライフラワーなど)も含まれます。  
また、検査証明書を必要としない植物(輸入検査の受検は必要)や、  
検査証明書及び輸入検査の受検が不要な植物もあります(裏面参照)。



平成30年10月1日以降、検査証明書が添付されてい  
ない植物は、**廃棄処分**となります。

検査証明書を添付せずに輸入した場合や輸入時の検査  
を受けなかった場合は、**3年以下の懲役**又は**100万円**  
**以下の罰金**が科せられる場合があります。

植物の病害虫 侵入警戒中

**MAFF**

Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省

## 農林水産省 植物防疫所

### ⚠ 日本への持ち込みが禁止されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からのほとんどの果実・果菜類（カンキツ類やマンゴウなど）
- コドリンガが発生している国や地域からのリンゴやサクランボの果実など

\*そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。詳細は下記にお問合せください。



チチュウカイミバエ



ミカンコミバエ



コドリンガ

### ◆ 検査証明書を必要としない植物（⚠ 輸入検査の受検は必要）

- うこん及びトチュウの乾燥した植物
- アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオ、くるみ及びマカダミアナッツの乾燥した種子（栽培用は除く）

### ◆ 検査証明書の添付及び輸入検査の受検が必要ないもの

- 製材
- 製茶
- アルコール、酢酸、砂糖につけられた植物 など

## 植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 ..... 045-211-7153
- 名古屋植物防疫所 ..... 052-651-0112
- 神戸植物防疫所 ..... 078-331-2386
- 門司植物防疫所 ..... 093-321-2601
- 那覇植物防疫事務所 ..... 098-868-2850

(別添 2)

植物防疫情報 No.29 (植物防疫所発行) 掲載記事抜粋

お知らせ

**平成30年  
10月1日から 手荷物及び郵便物で植物類を輸入する際、  
輸出国の検査証明書がないと輸入できません**

植物類を日本に輸入する場合は、植物防疫法第6条第1項で「輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書 (Phytosanitary certificate) 又はその写しを添付してあるものでなければ輸入してはならない。」とされています。

重要病害虫の侵入リスクを低減するため、海外から手荷物や郵便物で植物類を輸入する際は、輸出国で政府機関の検査を受け、日本が求める検疫条件に適合することを証明する検査証明書を発行してもらい、日本への輸入時にその証明書を添付して輸入検査を受けなければ輸入できません。

平成30年10月1日以降、手荷物や郵便物で植物類を輸入する際、検査証明書が添付されて

いない植物類は、植物防疫法に基づき廃棄処分となりますので、ご注意願います (検査証明書の添付を必要としない植物を除く)。

**検査証明書の添付を必要としない植物  
(栽培用の植物を除く。)**

- うこん及びトチュウの乾燥した植物
- アーモンド、カシューナッツ、ココヤシ、こしょう、ピスタチオ、殻なしクルミ及びマカダミアナッツの乾燥した種子

**検疫の対象とならない植物 (例)**

- 製茶やアルコール、酢酸、砂糖に漬けられた植物
- あんず、ぶどう、マンゴウ、パインアップルの乾燥果実